



1 平成20年中の交通死亡事故件数を昼夜別にみた場合、夜間※の割合は次のうちどれ？ ※夜間=日没時から日の出時まで

- ①約20% ②約30% ③約40% ④約50%



2 夜間以外でもトンネルの中や濃霧の場合はヘッドライトを点灯する義務があります。一般道路の場合、前方の視界がある基準以下になると点灯しなければなりません。その基準は次のうちどれ？

- ①前方視界 20m以下
②前方視界 50m以下
③前方視界 100m以下
④前方視界 200m以下



3 クルマのヘッドライトでロービームの照射範囲は約40mですが、ハイビームの照射範囲は次のうちどれ？

ロービーム

照射範囲：約40m



ハイビーム

照射範囲：約？m



- ①約60m ②約80m ③約100m ④約120m

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736

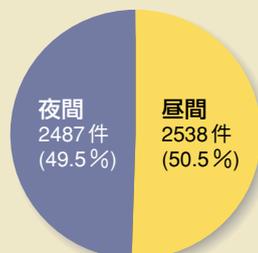


Q 1

解答 ④ 約50%

<解説>

平成20年中の交通事故件数を昼夜別にみると、夜間は全体の約4分の1(26.6%)であるのに対して、死亡事故は、約半数の49.5%を占めている。死亡事故率は、昼間の0.45%に対して夜間は2.7倍の1.22%と高くなっている。

●昼夜別交通死亡事故件数
(平成20年中 ※警察庁資料)

Q 2

解答 ② 50m以下

<解説>

夜間に道路を通行する際や、昼間でもトンネルの中や濃い霧の中などで50m(高速道路では200m)先が見えないような場所を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯などをつけなければならないと定められています。

●道路交通法、道路交通法施行令

●車両等の灯火(法52条第1項、第2項、令18条第1項、第2項)

<通行する場合の灯火>

自動車は、夜間(日没時から日出時までの時間)、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯、番号灯、室内照明等(乗合自動車のみ)を点灯しなければならない。

※原動機付自転車については、前照灯および尾灯を点灯すれば足りる。

<停・駐車する場合の灯火>

自動車(大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車を除く)は、夜間、幅員が5・5メートル以上ある道路(車道)に停車、または駐車しているときは、非常点滅表示灯、駐車等、尾灯のうちいずれかを点灯しなければならない。

※これらの灯火にかえて、夜間用停止表示器材、または警告反射板を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて停車・駐車してもよい。

<灯火の制限>

自動車等は、夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、前照灯の光度を減じ、また照射方向を下向きにするなどの操作をしなければならない。

<夜間以外の点灯義務>

車両等は、トンネルの中や濃霧の中などで、視界が50m(高速自動車国道等にあっては200m)以下の暗い場所を通行するときは、夜間同様、前照灯など所定の灯火の点灯義務と、前照灯の減光操作義務が生ずる。また、その場所に駐車・停車するときも、夜間同様、駐車灯等を点灯しなければならない。

Q 3

解答 ③ 約100m

<解説>

ヘッドライトの照射範囲は、夜間にハイビームで前方100m先、ロービームで40m先の障害物を確認できるものと定められています。

●道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(一部抜粋)

●走行用前照灯は、そのすべてを照射したときは、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

●すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL:03(5412)1736